

令和 7 年度八千代市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項及び八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 1 5 条の規定により、令和 7 年度八千代市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めました。

1 総則

（1）趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、令和 3 年 3 月に策定し、令和 7 年 3 月に改訂した八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の形成に向けて 4 R を推進し、一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理を図るために必要な事項を定めるものです。

（2）計画区域

八千代市全域

（3）計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 ごみ処理実施計画

（1）一般廃棄物の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	年間発生量
可 燃 ご み	43, 438 t
不 燃 ご み	885 t
有 害 ご み	52 t
粗 大 ご み	1, 945 t
資 源 物	6, 346 t

(2) 収集・運搬計画

集積場所に排出される家庭系ごみについては、民間事業者へ委託し収集します。

また、飲食店、スーパー等の事業活動等により排出される事業系一般廃棄物については、事業者の責務に基づき、自ら八千代市清掃センターへ自己搬入するか、八千代市一般廃棄物処理業許可業者に収集を委託することとします。

ア 家庭系ごみ

①家庭系ごみの分別と収集方法

区分	品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制	収集運搬量
可燃ごみ	厨芥類，資源物に出せない紙・布類，プラスチック類，革製品，草木類 など	指定ごみ袋 ※少量の枝木（太さ7cm以下で，長さ50cm以下）は，ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託	32,925 t
不燃ごみ	小型電化製品，ガラス・陶磁器類 など	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	委託	883 t
有害ごみ	乾電池，蛍光管，水銀体温計 など	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可				51 t
資源物	紙類（新聞紙，雑誌類，ダンボール，雑がみ）	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託	3,896 t
	布類					
	びん類	コンテナ				1,169 t
	缶・金属類					590 t
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	委託	688 t
		回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託	紙類・布類に含む
		回収ボックス	随時	拠点回収	委託	
	白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収	委託	0.1 t
	廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収	委託	3 t

区分	品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制	収集運搬量
粗大ごみ	大型家具類, 布団類, 自転車, ソファなど ※指定ごみ袋(20リットル用)の口が結べない, 又は, はみ出してしまう大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託	1,653 t

※八千代市清掃センターへの自己搬入も受け入れています。

② 市が収集・処理しない家庭系ごみ

品 目	処理方法
・家電リサイクル法の対象品目 テレビ, エアコン, 冷蔵庫・冷凍庫, 洗濯機・衣類乾燥機	1. 買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者又は電機商業組合加盟店等に処理を依頼する。 3. 自ら指定引取場所へ搬入する。
・資源有効利用促進法の対象品目 パソコン(ノート型, デスクトップ型本体・ディスプレイ)	製造・販売メーカーや認定事業者, 一般社団法人パソコン3R推進協会等へ処理を依頼する。
・自動車リサイクル法の対象品目 自動車, 自動車のパーツなど	自動車リサイクルシステムを利用する。
・二輪車リサイクルシステムの対象品目 原動機付自転車, 軽二輪, 小型二輪	二輪車リサイクルシステムを利用する。
・消火器	廃消火器リサイクルシステムを利用する。
・適正処理困難物	
1 辺が2メートルを超えるもの (カーテンレール, 物干しざお, じゅうたん, カーペットなどを除く)	許可業者に処理を依頼する。
著しく重い(大きい)もの(※1) (0.5坪超えの大型物置, 重量が50キログラムを超えるものなど)	1. 専門業者に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
建築設備など, 設置工事を伴うもの (洗面台, 浴槽, 流し台, 便器, サッシ, 玄関ドアなど)	工事を行った業者に処理を依頼する。

品 目	処理方法
構造上、市で処理できないもの (スプリング入りベッドマットレス、電動ベッド、介護用ベッド、ピアノ、電子オルガン、タイヤ、非金属タイヤチェーン、ガスボンベ、耐火(大型)金庫、オイルヒーター、大型健康器具(マッサージチェア等)、フロン含有の家電製品など)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
危険物 (薬品、農薬、殺虫剤、ガソリン、灯油、バッテリー、爆発や発火のおそれがあるもの、注射器等の感染のおそれがあるもの、有害な液体など)	専門業者や販売店に引き取りを依頼する。
その他 (石などの硬いもの、ボウリングの球、砂・土、焼却灰、塗料、液体・液状のもの、ペンキが残っている缶、増改築などに伴う建築廃材、石膏ボードなど)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。

※1 八千代市清掃センターへ自己搬入の場合に限り、処理可能です。

イ 事業系ごみ

品目	収集容器	収集回数	収集体制	収集運搬量
事業系一般廃棄物(事業所から排出される産業廃棄物以外のもの)	容量が70L以下で透明又は半透明の袋	許可業者との契約による	許可業者又は自己搬入	10,806 t
びん、缶、ペットボトル ※飲料用に限る	容量が40L以下で透明又は半透明の袋 ※各種1日1袋まで	—	自己搬入	3 t
蛍光管	— ※1日30本まで	—		

ウ 許可業者

事業系一般廃棄物の排出量を勘案すると、既存の許可業者において適正に処理するため、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障がある場合、又は、広域的な処理、リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合のみ、新規許可を認めることとする。

なお、処分業の許可については、本市が適正処理困難物に指定する一般廃棄物の処理を適切に行う観点から必要と認めた場合についても、新規許可を認めることとする。

<収集運搬業>

No.	許可業者	所在地	備考
1	(有)八千代塵芥社	八千代市神野 742	
2	(有)岡清掃	八千代市吉橋 2678-1	
3	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	

No.	許可業者	所在地	備考
4	山本産業(株)	柏市酒井根 2-6-11	
5	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	
6	(株)京葉総業	船橋市高根町 2712-1	
7	(株)ハセガワ	習志野市大久保 1-6-2	
8	(有)タウンクリーン	佐倉市西志津 3-1-4-101	営業所所在地：八千代市 勝田台 1-26-11
9	みどり産業(株)	市原市五井 9093-3	
10	船橋興産(株)	船橋市高瀬町 31-2	
11	(株)ヤマウチ	船橋市三咲 3-6-13	
12	花園産業(有)	千葉市花見川区畑町 539-27	
13	(株)サン・クリーンサービス	千葉市稲毛区山王町 2 8 9-1	営業所所在地：八千代市 上高野字笹立 1950-1, 1933-8
14	(株)北辰産業	四街道市四街道 1544-2	
15	(株)ダスティ	千葉市花見川区犢橋町 1688	
16	(有)橋本	習志野市東習志野 6-16-26	
17	(株)京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町 716-2	
18	(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2-11-25	営業所所在地：八千代市 神久保 166
19	(株)サムズ	松戸市松飛台 286-5	感染性以外の紙おむつに限る
20	(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	胞衣及び産褥汚物
21	中央木材産業(株)	八千代市米本 1129-3	木くず

< 処分業 >

No.	許可業者	施設所在地	処理対象物
1	(株)サン・クリーンサービス	八千代支店 八千代市上高野字木戸場 1728-6	廃プラスチック類（ペットボトルに限る）
		資源リサイクルセンター 八千代市上高野字笹立 1950-1, 1933-8	自社処理施設で手分解により処理可能なもの （「特定家庭用機器再商品化法」における対象品目を含む）
2	中央木材産業(株)	八千代市米本 1129-3	木くず

(3) 中間処理計画

ア 中間処理量

搬入先	区 分	処 理 量
焼却処理施設	可燃ごみ	43,438 t
	処理後可燃物	1,235 t
破碎選別等処理施設	不燃ごみ	885 t
	有害ごみ	52 t
	粗大ごみ	1,945 t
	資源物 (びん類, 缶・金属類, ペットボトル)	2,448 t
	その他	14 t

※その他は、不法投棄及びボランティア清掃により発生したもの

イ 資源化の方法及び量

区 分		資 源 化 の 方 法	量
資源物	紙類・布類	資源化業者に直接搬入後、資源化する。	6,346 t
	びん類	手選別により、生びん及び色別（無色・茶色・その他）に選別し、生びん及び無色・茶色のびんは、資源化業者に引渡し、その他の色のびんは、容器包装リサイクル法により指定を受けた指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会。以下、「指定法人」という。）に再商品化を委託する。	
	缶・金属類	選別・圧縮後、資源化業者に引渡し、資源化する。	
	ペットボトル	選別・減容後、資源化業者に引渡し、資源化する。	
	白色トレイ	選別後、指定法人に再商品化を委託する。	
	廃食用油	資源化業者に引渡し、資源化する。	
中間処理後資源物		不燃ごみ、有害ごみ（蛍光灯・乾電池）及び粗大ごみについては、選別・破碎機により分別し、回収した鉄類などを資源化業者に引渡し、資源化する。また、焼却残さについては、資源化業者に引渡し、資源化する。	2,984 t
集団回収		回収業者により、資源化業者に直接搬入後、資源化する。	1,151 t

ウ 焼却処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 焼却処理施設 1・2 号炉	八千代市清掃センター 焼却処理施設 3 号炉
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7	八千代市上高野 1384 番地 7
処 理 能 力	60 t /24h×2 基	100 t /24 h
処 理 方 式	全連続式流動床炉	全連続式ストーカ炉
給 塵 方 式	ピット&クレーン	ピット&クレーン
灰 処 理 方 式	加熱脱塩素化处理＋セメント固化＋薬剤処理	

エ 粗大ごみ処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7
処 理 能 力	50t/5h
処 理 方 式	破碎方法：横型回転式衝撃破碎 選別方法：電磁式吊下型磁選機（磁性物） 風力選別機、回転ふるい（非磁性物）

（４）最終処分計画

ア 最終処分量

区 分	処 分 量
焼却残さ	2,713 t
不燃ごみ等 処理後残さ	332 t

イ 一般廃棄物最終処分場の概要（第３次）

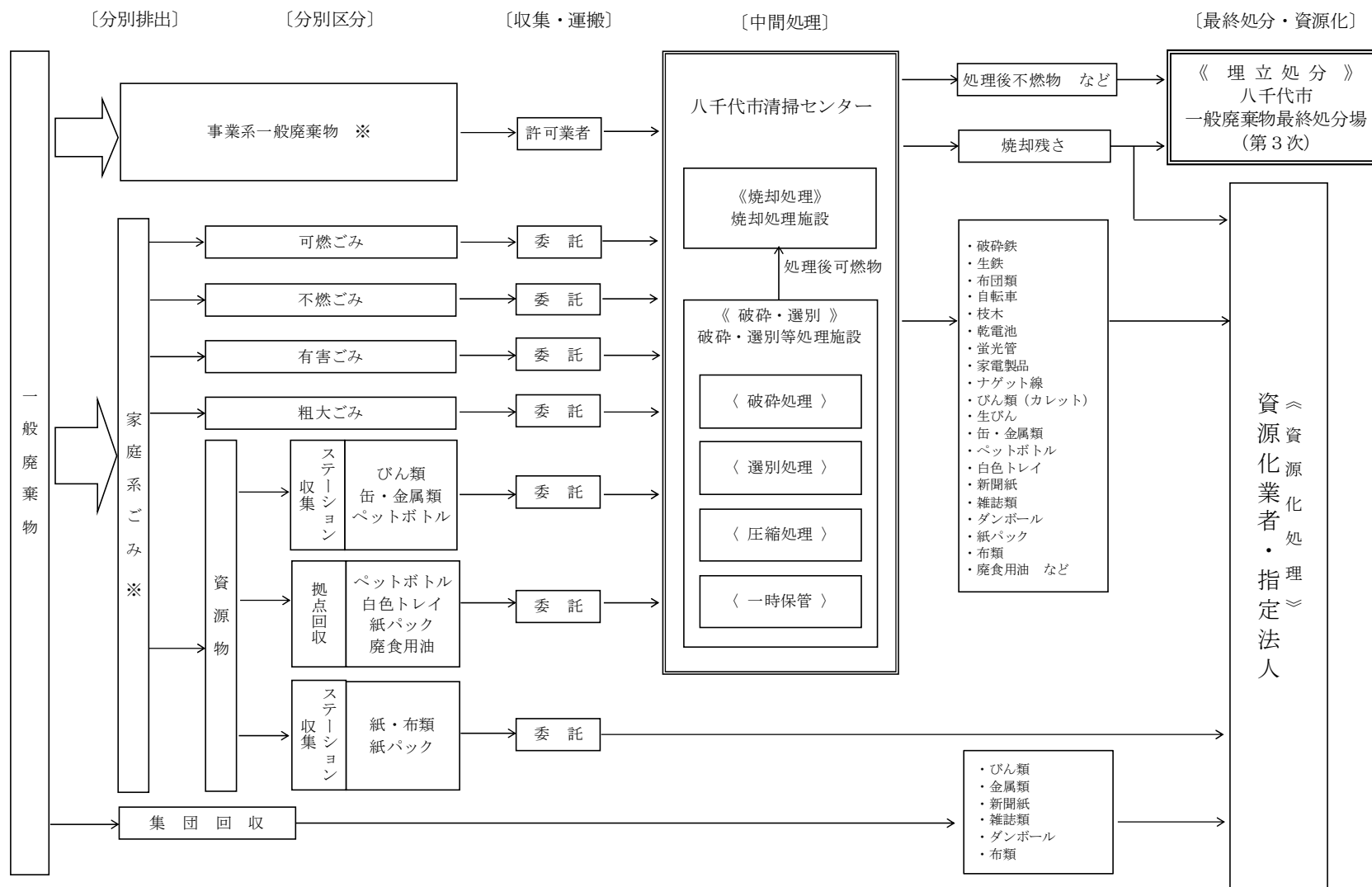
施 設 名 称	八千代市一般廃棄物最終処分場（第３次）
所 在 地	八千代市上高野 1010 番地 1
処 理 方 式	セル方式
埋 立 面 積	12,300 m ²
埋 立 容 量	141,000 m ³
浸出水処理施設	浸出水処理能力：80 m ³ /日 浸出水処理方法：カルシウム除去→回転円板式生物処理 →凝集沈殿→砂ろ過処理→活性炭吸着処理 →滅菌処理→放流

(5) 一般廃棄物の排出抑制等に向けた取り組みに関する事項

名 称	内 容
有料指定ごみ袋制度	平成12年7月からごみの排出抑制とごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、有料指定ごみ袋制度を実施しており、今後も同制度を継続していきます。
事業系ごみ搬入手数料	事業系一般廃棄物の排出抑制のため、近隣市の搬入手数料や処理経費等の社会情勢の変化を踏まえ、適正な手数料水準の検証を行い、今後も適切な処理手数料を徴収していきます。
分別の徹底	可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・粗大ごみ・資源物の分別を徹底します。特に、可燃ごみの中には資源物となる紙ごみが多く混入しているため、適正な分別についてより一層の啓発を行い資源化に努めます。
可燃ごみの減量推進	可燃ごみで排出される生ごみには、多くの水分が含まれていることから、可燃ごみの減量のため、水切りを実施してもらうよう引き続き啓発します。
食品ロスの削減	挑戦目標値や目標達成に向けた取り組み等を定めた「食品ロス削減アクションプラン」を策定し、生ごみの減量化を推進します。
プラスチック類の分別収集に向けた取り組み	令和7年2月に策定した「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針」に基づき、効率的かつ適正な処理ができる体制の検討等、プラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック類の分別収集及び再商品化の実施に向けた取り組みを進めていきます。
学習機会の充実	小学4年生を対象とした「出前講座」や自治会等を対象とした「ごみ減量学習会」を開催し、4Rの推進に向けたごみの減量化や資源化等の取り組み実施やごみに対する意識の向上を図ります。
情報提供、啓発活動	4Rの推進に向けた取り組みに関する情報について、広報紙やパンフレット、市ウェブサイト、イベント、ごみ減量学習会等を通じて啓発します。
事業者への働きかけ	事業者による4R推進のため、搬入調査や多量排出事業者等への立入検査により分別状況等を把握し、必要に応じて事業者へ適正排出についての指導を行います。また、事業者が自らの責任を自覚し、積極的に廃棄物の発生抑制や減量化、資源化に取り組むよう、パンフレット等を通じて、事業者への啓発を行います。

名 称	内 容
再くるくん協力店の 拡大と利用の啓発	市民と事業者との相互協力によるごみ減量化や資源化の促進事業として、一定の要件を満たしている事業所を平成１１年度から「再くるくん協力店」として認定しています。平成２８年度から、資源物を店頭回収していることを要件とし、評価点制によるランク付け等により、制度の見直し、効率化を図りました。再くるくん協力店における回収品目の充実や新規認定による再くるくん協力店の増加、再くるくん協力店に関する情報の発信内容を充実させ、利便性の向上を図ります。
各種イベントの 開催・支援	再使用（リユース）を促進するため、八千代フリーマーケット実行委員会の主催するフリーマーケットの開催を継続的に支援します。また、毎年１０月の「３Ｒ推進月間」の活動の一環としてリサイクルフェアを開催し、イベントを通じてごみ減量化・リサイクルの必要性を広く市民に啓発します。
生ごみたい肥化容器 などの購入補助	家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみたい肥化容器等を購入する世帯を対象とし、補助金を交付します。
ゴミゼロ運動	ポイ捨てを撲滅し、市内の環境美化を図るとともに、市民の地球環境美化及びごみの排出抑制意識の向上を図ることを目的に、区・自治会により実施される一斉清掃の支援を行います。
集団回収支援	本市では資源の有効利用を推進する目的で、資源物の回収に携わる活動団体に奨励金を交付しており、今後も継続して支援を行います。

(6) 処理フロー



※八千代市清掃センターへの自己搬入も可。

3 し尿等処理実施計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

区 分	年間発生量
し 尿	836 kl
浄化槽汚泥	9,864 kl

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

区 分	収集運搬量	収集回数	収集方法	収集体制
し 尿	836 kl	申請に基づいて収集 (定期・臨時)	戸別収集	委託
浄化槽汚泥	9,864 kl	許可業者との契約に よる	戸別収集	許可業者

イ 許可業者

浄化槽汚泥等の排出量を勘案すると、既存の許可業者において適正に収集運搬できるため、浄化槽汚泥等の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障がある場合のみ、新規許可を認めることとする。

No.	許 可 業 者	所 在 地	備 考
1	(株)環衛コントロール	八千代市吉橋 239	
2	(有)八千代環境サービス	八千代市吉橋 1194-3	
3	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 729	
4	(株)ヒット	東京都墨田区両国 4-19-2	営業所所在地：船橋市宮本 8-42-4
5	弘済商事(株)	習志野市大久保 1-8-13	営業所在地：千葉市花見川区 犢橋町 1615-12
6	丸徳環境(株)	千葉市稲毛区宮野木町 441-12	
7	(株)TEC	松戸市紙敷 599	
8	(株)森山工業	八千代市吉橋 3035	
9	(株)浄化槽センター	白井市根 294-33	

(3) 中間処理計画

ア 中間処理量

区 分	処理量
し 尿	836 kl
浄化槽汚泥	9,864 kl

イ 施設の概要

施 設 名 称	八千代市衛生センター
所 在 地	八千代市大和田新田 584 番地 1
処 理 能 力	40kl/日
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離処理
脱水汚泥処理方法	焼却後、資源化又は埋立処分